

～産業廃棄物の不適正処理根絶に向けて～

柏市は、良好な生活環境及び自然環境の保全に資するため、「柏市産業廃棄物不適正処理防止条例」を制定しています。

産業廃棄物について適正な処理を行ってください。

処理責任を負う者 (指導対象者)	<ul style="list-style-type: none">☆ 産業廃棄物の処理責任は、排出事業者が負います。☆ 建設工事に伴って発生する産業廃棄物は、原則として元請業者が排出事業者となります。 (下請負人の不適正処理については、元請業者と下請負人双方が指導対象となります。)☆ 解体予定建物中に残置された廃棄物は、元々の占有者が処理責任を負います。
	<ul style="list-style-type: none">☆ 土地所有者等は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処分が行われないよう適正な管理に努めなければなりません。
指導事項 (主なもの抜粋)	<ul style="list-style-type: none">☆ 産業廃棄物を自ら運搬する場合で当該産業廃棄物の積替え又は保管の供用面積が100平方メートル以上であるときは市長の許可が必要です。☆ 許可のない者に産業廃棄物の収集運搬を委託してはいけません。☆ 産業廃棄物をみだりに捨ててはいけません。☆ 法令に適した焼却施設以外で産業廃棄物を燃やしてはいけません。☆ 産業廃棄物の処理を行った際に交付を受けたマニフェスト(産業廃棄物管理票)は、5年間保管してください。☆ 本来廃棄物たるものを有価物と称し法令の規制を免れようとする者には、取引価値の有無等に関する報告を求めたうえ、総合的に判断して指導を行います。
主な指導根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 柏市産業廃棄物不適正処理防止条例



問い合わせ先 千葉県柏市環境部産業廃棄物対策課
〒277-8505
千葉県柏市柏五丁目10番1号
TEL 04-7167-1696